

# 岡山県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱

## (目的)

第1条 福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者への適切な情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価事業の推進を図るため、岡山県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (2) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (3) 更新時研修並びに評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (4) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

## (組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、委員は知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 福祉サービス提供事業者を代表する者
  - (3) 福祉サービス利用者を代表する者
  - (4) その他必要と認められる者
- 2 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
  - 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、任期終了後であっても、新たな委員が委嘱されるまではその職務を代行する。
- 3 委員に欠員を生じたことにより補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 推進委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進委員会の決議事項について、利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わるできない。
- 5 会長が必要と認めるときは、推進委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉課指導監査室において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。